## 船舶事故調査報告書

平成29年11月15日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

	是
事故種類	乗揚
発生日時	平成29年6月17日 16時15分ごろ
発生場所	福岡県芦屋町妙見埼南西方沖
	妙見埼灯台から真方位222° 1.83海里付近
	(概位 北緯33°54.8′ 東経130°39.5′)
事故の概要	プレジャーボートCALYPSO-Vは、帰航中、浅瀬に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成29年6月19日、主管調査官(門司事務所)を指名
	原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート CALYPSO-V 、5トン未満 (長さ10.07m)
船舶番号、船舶所有者等	293-22006福岡、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船首部船底外板に破口
気象・海象	気象:天気 曇り、風向 北東、風力 3、視界 良好
	海象:海上 白波、潮汐 下げ潮の初期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、芦屋町柏原漁港に向けて帰航中、
	船長が、白波が立っていたので、海面を見ながら操船していたとこ
	ろ、妙見埼南西方沖の浅瀬に乗り揚げた。
	船長は、本船の船首部船底外板に破口を生じ、浸水していたので、
	携帯電話で所属するヨットハーバーに連絡し、連絡を受けた担当者が
	海上保安庁に救助を要請した。
	本船の喫水は、船首約0.6m、船尾約1.0mであった。
	GPSプロッターには、本船が乗り揚げた浅瀬が表示されていた。
	船長は、本船が乗り揚げた浅瀬の存在を知っていたが、本事故時、
	柏原漁港の入口を船首目標とし、いつもどおりのコースを航行してい
	ると思っていたので、GPSプロッターを見ていなかった。
	船長は、本事故当時、救命胴衣を着用していた。
分析	本船は、船長が、GPSプロッターを使用して船位の確認を行って
	いなかったことから、妙見埼南西方沖の浅瀬に向けて航行しているこ
	とに気付かず、同浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、船長が、GPSプロッターを使用して船位の確認を行っ
	ていなかったため、本船が妙見埼南西方沖の浅瀬に乗り揚げたものと
	考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え
	られる。
	・慣れた海域でもGPSプロッター等を活用して船位の確認を行う

こと。
-----